

改正 平成15年7月12日条例第24号 平成17年12月20日条例第135号
平成20年3月28日条例第15号 平成20年6月30日条例第30号
平成21年12月25日条例第89号 平成23年3月31日条例第17号
平成26年9月26日条例第98号

宮崎市母子家庭医療費助成に関する条例（昭和54年条例第42号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、父母のない児童及び1人暮らしの寡婦に対して医療費の一部を助成することにより、これらの者の健康の保持と適切な医療を確保するとともに、保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の父又は母 次のいずれかに該当する者で、現に20歳未満の者を扶養しているものをいう。
 - イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの
 - ロ 婚姻を解消した者であって、現に婚姻をしていないもの
 - ハ 配偶者の生死が次に掲げる区分に応じ次に定める期間以上明らかでない者
 - (イ) 沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合 その危難が去った後3月
 - (ロ) (イ)以外の場合 1年
 - ニ 配偶者から1年以上遺棄されている者
 - ホ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない者
 - ヘ 配偶者が法令により1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者
 - ト 婚姻によらないで懐胎して母となった者であって、現に婚姻をしていないもの
 - チ 認知をしたことによって父となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- (2) 児童 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) ひとり親家庭の児童 現にひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童をいう。
- (4) 父母のない児童 次のいずれかに該当する児童をいう。
 - イ 父母（実父母及び義父母を含む。以下同じ。）が死亡した児童
 - ロ 父母の生死が1年以上明らかでない児童
 - ハ 父母から1年以上遺棄されている児童
 - ニ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童
 - ホ 父母が法令により1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない児童
 - ヘ 生存している父母のうちロからホまでに規定する事情のいずれにも該当しない者が1人もいない児童
- (5) 1人暮らしの寡婦 生計を同じくする者のいない母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦であって、60歳以上の単身のものをいう。
- (6) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- ハ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- ホ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- ヘ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (7) 保険給付等 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- (8) 一部負担金 保険給付等を受ける者が負担すべき額をいう。
- (9) 保険医療機関等 この条例の規定による医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、父母のない児童及び1人暮らしの寡婦が社会保険各法の規定により保険給付等を受けることができる場合において、当該社会保険各法の規定により当該ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、父母のない児童及び1人暮らしの寡婦に対する医療を行うことができる病院、薬局、訪問看護事業者その他のものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法の規定による被保険者、日雇特例被保険者、組合員又はこれらの被扶養者であり、かつ、本市に住所を有する者であって、ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、父母のない児童及び1人暮らしの寡婦とする。

(助成の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療費の全額給付を受けることができる者
 - (2) 宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年条例第41号）による医療費の助成を受けることができる者
 - (3) 宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例（平成12年条例第62号）による医療費の助成を受けることができる乳幼児
 - (4) 前各号に掲げる法令以外の法令による医療費の全額給付を受けることができる者
 - (5) ひとり親家庭の父又は母の前年の所得（1月から7月までの月分に係る助成については、前前年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該ひとり親家庭の父又は母及び当該ひとり親家庭の児童
 - (6) ひとり親家庭の父又は母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父又は母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該ひとり親家庭の父又は母と生計を同じくするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該ひとり親家庭の父又は母及び当該ひとり親家庭の児童
 - (7) 父母のない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第2号若しくは第4号に該当し、かつ、母がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下これらを「父母が死亡した児童等」という。）に限る。）を養育する者（父母が死亡した児童等と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。）の前年の所得が施行令第2条の4第4項に定める額を超えるときの当該父母が死亡した児童等
 - (8) 父母のない児童（父母が死亡した児童等を除く。以下この号において同じ。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第2項に定める額を超えるときの当該父母のない児童
 - (9) 父母のない児童を養育する者の配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に定める額を超えるときの当該父母のない児童
 - (10) 前年の所得が施行令第2条の4第2項に定める額を超える1人暮らしの寡婦
- 2 前項第5号から第10号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(助成対象者の認定等)

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、助成対象者であることについて市の認定を受けなければならない。

- 2 市は、前項の認定を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）がその資格を失ったときは、当該認定を取り消す。

(助成の額)

第6条 市長は、受給資格者が保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(社会保険各法による付加給付等又は国若しくは地方公共団体が負担すべき額がある場合は、それらの額を控除した額)から、1人暮らしの寡婦にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項で定める額を、その他の者にあっては1人月額1,000円を控除した額を助成するものとする。

(助成の方法等)

第7条 前条の規定による助成は、受給資格者又はその保護者の申請に基づいて行う。

2 助成の額は、1月を単位として決定し、前項の申請をした者に対して支給する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が入院に係る医療費として保険医療機関等に支払うべき費用について、前条の規定による助成として当該受給資格者に助成すべき額の限度において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し前条の規定による助成があったものとみなす。

5 第1項の申請は、受給資格者が保険給付等を受けた月の翌月の初日から起算して1年を経過した日以後においては、することができない。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、その資格を失ったときその他規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市に届け出なければならない。

(不正行為等に対する措置)

第9条 市は、偽りその他不正の手段により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市は、この条例による助成の事由が第三者の行為によって生じ、かつ、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けた場合において、この条例による助成をしたときにあっては当該助成した額の全部又は一部を返還させ、この条例による助成をしていないときにあってはこの条例による助成の全部又は一部を行わないことができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市母子家庭等医療費助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る助成について適用し、同日前の療養に係る助成については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の宮崎市母子家庭医療費助成に関する条例第6条第1項の規定に基づき受給資格証の交付を受けている者のうち、新条例の規定による助成対象者としての資格を有する者については、新条例第6条第1項の認定を受けているものとみなす。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

4 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項及び第6項において「編入」という。)の日前に、佐土原町母子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年佐土原町条例第29号)、田野町母子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年田野町条例第14号)、高岡町母子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年高岡町条例第16号。以下「高岡町母子条例」という。)及び高岡町寡婦医療費助成に関する条例(平成10年高岡町条例第2号)(以下「3町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

5 編入の日前に3町の区域に住所を有していた者の同日前行われた社会保険各法による療養に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。

6 編入の日前に高岡町母子条例第4条第1項の規定による申請をした者であって、編入の際現に高岡町母子条例の規定による給付を受ける資格があると認められる者に対する助成については、平成22年12月31日までの間は、この条例の規定にかかわらず、高岡町母子条例の例による。ただし、編入の日以後に、高岡町であった区域の外に転居した者その他給付を受ける資格を失った者については、この限りでない。

(清武町の編入に伴う経過措置)

7 清武町の編入の日前に、清武町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成20年清武町条例第21号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

8 清武町の編入の日前に同町の区域に住所を有していた者の同日前に行われた社会保険各法による療養に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、清武町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の例による。

附 則（平成15年7月12日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年12月20日条例第135号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る助成について適用し、施行日前に受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

3 施行日において新条例第3条に規定する助成対象者となるべき者（新条例第4条第1項各号に掲げる者に該当するものを除く。）又はその保護者は、施行日前においても、施行日に新条例第3条に規定する要件に該当することを条件として、新条例第5条第1項の規定による申請の手続をとることができる。

附 則（平成21年12月25日条例第89号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第98号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。